

総務文教常任委員会審査日程

日 時 令和4年9月5日（月）

午前9時

場 所 第2委員会室

～審査内容～

- 1 議案第61号 山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（人事）
- 2 議案第62号 山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定について（税務）
- 3 議案第65号 山陽小野田市議会議員及び山陽小野田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について（選管）

○議案第61号 山陽小野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

参考資料

・地方公務員の育児休業等に関する法律の改正

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にする観点から以下の改正が行われた。

(第1弾)

① 非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和

「引き続き在職した期間が1年以上」の規定を削除

→子供が1歳6か月になるまで雇用が見込まれる者は取得可能

② 育児休業を取得しやすい環境整備

子供が生まれた職員に対して育児休業制度の個別説明、取得意向の確認

令和4年4月1日施行
(3月議会で議決済み)

(第2弾)

① 育児休業の取得回数の増加

(現行) 出産後57日間以内に1回(産後パパ休暇)

その後(正規職員は3年以内、非常勤職員は原則1年以内)に1回 計2回

(改正) 出産後57日間以内に2回(産後パパ休暇)

その後(正規職員は3年以内、非常勤職員は原則1年以内)に2回 計4回

② 非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和

産後パパ休暇を取得する場合の取得要件の緩和

(雇用期間:子が1歳6か月→産後パパ休暇取得後6か月)

夫婦交替取得を可能等

令和4年10月1日施行
(9月議会上程)

③ 育児参加のための休暇の充実(規則)

出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、育児参加のために取得する特別休暇(5日)

(取得期間を出産後8週間→出産後1年間)

山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定についての概要

1 条例改正の趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、山陽小野田市税条例等の規定の整備を行うもの。

2 主な改正の内容

(1) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の見直し

個人市民税における住宅ローン控除の適用について、所得税（国税）の見直しに伴い、対象となる居住年を令和7年（改正前：令和3年）まで延長し、適用年の各年において、住宅ローン控除可能額のうち所得税額から控除しきれない額を、控除限度額の範囲内で個人市民税額から控除する。

※減収分は全額国費で対応。

附則第7条の3の2

【参考】個人住民税における控除限度額等

	現 行	改正後
居住年	令和3年12月までのもの	令和7年12月までのもの
控除期間	10年	13年
控除額計算	借入金等の年末残高の1.0%	借入金等の年末残高の0.7%
住民税の控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7%	所得税の課税総所得金額等の5%

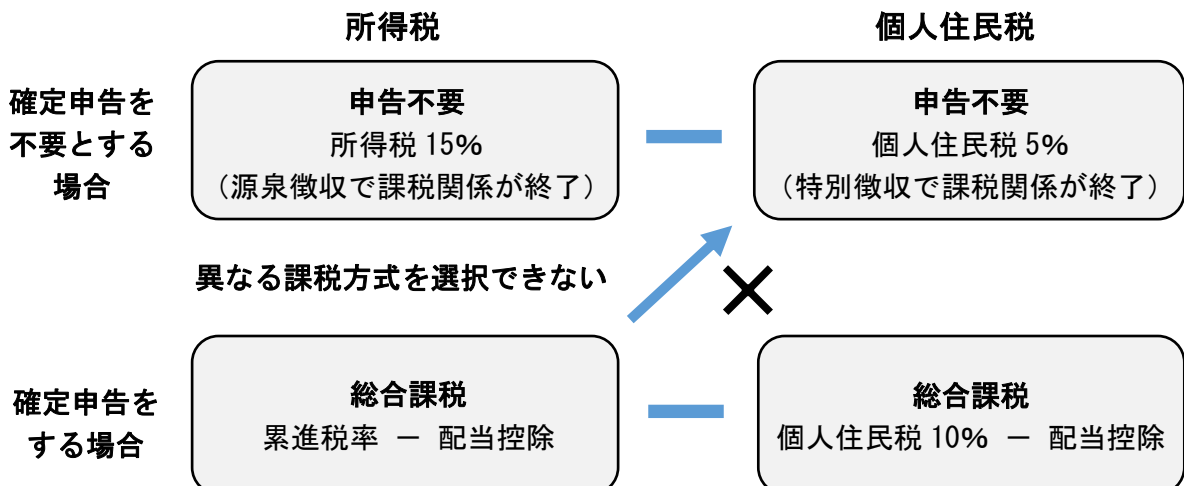
※居住年のみが条例改正を伴うもの

(2) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し

上場株式等の配当所得等に係る課税方式について、これまで所得税（国税）と個人市民税において異なる方式が可能となっていたものを、所得税と一致させる措置を講ずる。

第33条、第34条の9、附則第16条の3

【参考】上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直しのイメージ



(3) 地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）の見直し

「わがまち特例」（国の示す割合を参酌して一定の範囲内において特例割合を条例で定める課税標準の特例措置をいう。）が講じられている「汚水廃液処理施設」及び「下水道除害施設」に対して、国が示す特例割合等が見直されたことに伴い、本市で定める特例割合についても次のとおり見直しを行う。

附則第10条の2

【参考】公害防止用設備に係る課税標準の特例措置

対象資産	わがまち特例の内容	本市で定める特例割合
汚水廃液処理施設	固定資産税の課税標準の特例割合を、2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とする。（平成30年改正） 改正前：3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下	2分の1 （国の示す参酌割合） 改正前：3分の1 （平成30年まで国の示す参酌割合、平成31年以降は市の特例割合）
下水道除害施設	固定資産税の課税標準の特例割合を、5分の4を参酌して10分の7以上10分の9以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とする。 改正前：4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下	5分の4 （国の示す参酌割合） 改正前：4分の3 （国の示す参酌割合）

(4) 固定資産課税台帳の閲覧及び証明書の交付におけるDV被害者等の記載住所の見直し

登記簿上の住所を記載することとしている固定資産課税台帳等を閲覧に供し、又は固定資産課税台帳に記載されている事項についての証明書を交付する場合において、登記所への申出があった場合には、DV被害者等の住所を記載せず、「住所に代わる事項」を記載することとする。

第18条の4、第73条の2、第73条の3

(5) その他

必要な規定の整備を行うもの。

3 施行期日

- (1) 令和5年1月1日
- (2) 令和6年1月1日
- (3) 公布の日
- (4) 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和6年4月1日）